

区立障害者通所施設利用時間外活動支援事業の実施について

1 主な経緯

平成24年4月に改正された児童福祉法（以下「法」という。）に伴い、就学している障害児を対象として、授業終了後又は休業日に通所施設において生活能力の向上のための必要な訓練及び社会との交流の促進等の必要な支援を提供する放課後等デイサービスが創設された。法改正以降、全国的に当該サービスの利用者が増加し、本区においても放課後等デイサービスの利用決定者数は266人（平成30年度実績）に達している。

当該サービスの提供時間は、概ね午後5時から午後6時頃で終了しているが、区立障害者通所施設における支援サービスの提供時間は、生活介護で午後3時30分、就労継続支援B型では午後4時で終了している。このため、数年にわたり養護者の就労を継続できるよう障害者団体や家族会等から通所支援の活動時間の延長を求める要望がある。

こうした状況を踏まえ、障害者通所支援事業終了後における障害者の活動の場を確保するとともに、共働きやひとり親等の障害者世帯の就労を支援することを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に基づく地域生活支援事業の日中一時支援として、指定管理者による区立障害者通所施設利用時間外活動支援事業を令和2年9月から実施する。

2 事業の概要

(1) 対象施設及び実施事業者（指定管理者）

区立大橋えのき園（社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団）

区立目黒本町福祉工房（社会福祉法人 いたるセンター）

(2) 事業開始

令和2年9月

(3) 実施日及び実施時間

月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く） 午後3時30分から午後6時まで

(4) 利用定員

各施設1日あたり10名

(5) 利用者負担

1日あたりの利用で400円とする。（但し、生活保護世帯及び非課税世帯は免除）

(6) 利用要件

ア 区立障害福祉施設の生活介護又は就労継続支援B型事業の利用者

イ 移動支援等による他の障害福祉サービスの対応が困難である者

ウ 養護者の就労により、日中において利用者の介護・見守りを行うことができる者がいないため支援が必要である者

※令和2年度は、平成30年度及び令和元年度の特別支援学校卒業者を対象に実施する。

3 今後の予定

令和2年 6月	第2回区議会定例会に目黒区立福祉工房条例の一部を改正する条例議案の提出
7月	利用希望者の施設体験利用、施設利用調整等の事業準備
9月	事業開始

以 上